

納付すべき申立書の種類, 申立手数料の金額, 裁判所の裁判を求める申立て以外の行為を行うための納付金額, 手数料以外の裁判費用の算定基準及び訴訟物の値段に関する省令及び改正省令 (2009 年)<sup>1</sup>

## 新別紙 1

	手数料を納付すべき申立ての種類	参照条文 (民事訴訟法)	手数料価格
1	忌避の申立て	第 28 条	5000 リエル
2	補助参加の申出, 共同訴訟参加の申出	第 43 条, 第 49 条	5000 リエル
3	訴えの提起前における証拠保全の申立て	第 164 条の第 2 項	5000 リエル
4	故障の申立て	第 204 条	5000 リエル
5	抗告の申立て	第 301 条	5000 リエル
6	執行異議の申立て	第 344 条	5000 リエル
7	仲裁判断の執行決定	第 353 条	5000 リエル
8	執行文の付与等に関する異議の申立て	第 362 条	5000 リエル
9	強制執行の停止・取消しの申立て	第 366 条, 第 367 条, 第 369 条	5000 リエル
10	引渡を命ずる決定の申立て	第 390 条, 第 409 条, 第 459 条, 第 483 条	5000 リエル
11	配当要求の申立て	第 394 条, 第 409 条, 第 426 条	5000 リエル
12	保全処分 of 申立て	第 429 条	5000 リエル
13	保証金の提供による強制売却の 手続の取消しの申立て	第 461 条	5000 リエル
14	航行許可の申立て	第 462 条	5000 リエル
15	保全決定に対する異議の申立て	第 550 条	5000 リエル
16	保全執行の停止の申立て	第 551 条	5000 リエル
17	保全決定の取消しの申立て	第 557 条, 第 558 条, 第 378 条	5000 リエル

## 別紙 2

	手数料を納付すべき行為	参照条文 (民事訴訟法)	手数料価格
1	訴訟記録の閲覧要求又は訴訟記録の謄写	第 258 条, 第 378 条, 第 538 条	5000 リエル
2	訴訟記録の正本, 謄本, 抄本の交付	第 258 条, 第 378 条, 第 538 条	5000 リエル (1 セットの資料)
3	裁判の確定を証する文書の交付	第 258 条, 第 378 条, 第 355 条第 1 項	5000 リエル (1 セットの資料)

<sup>1</sup> 司法省令 2007 年 7 月 17 日成立 (28KY/BK/07 号), 2009 年 6 月 22 日改正 (55KY/BK/09 号)。同改正は, 添付資料 1 第 9 番及び添付資料 4 であり, 本翻訳では反映済み。

4	執行文付与の申立て	第355条	5000 リエル
---	-----------	-------	----------

別紙 3

	申立て手数料以外の裁判費用	日/夜による費用 (リエル)
1	裁判長の交通費	46000 リエル + 交通費
2	書記官の交通費	23000 リエル + 交通費
3	裁判長の宿泊料	80000 リエル
4	書記官の宿泊料	40000 リエル
5	書留郵便 <sup>2)</sup> による書類送達 <sup>2)</sup> の費用	配達書があり，書留郵便による信書の送達にかかる費用と同じ料金
<p>注意：ラタナキリ，モンドルキリ，ストウントラエン，プレアビヒアとバンテアイミエンチエイは，交通距離 30 キロ以上の場合，宿泊料を給付する。それ以外，交通距離 40 キロ以上の場合だけ宿泊料を給付する。</p>		

新別紙 4<sup>3)</sup>

注意：物の値段を計算の際，疎明に基づき，行わなければならない。領収書又は契約書等を証明することにより，疎明となる。それらの資料を見つけない場合，原告の疎明により，物の値段を定める。

算定する訴訟の目的の価格表			
	訴えの種類	算定方式	参考
	法律関係を求める訴訟		
1	所有権と特別占有権	総価格	
2	占有権	物の価格の1/3	
3	永借権，益用権，使用权及び居住権	1) 物の価格の1/2 2) 居住権に対し，認める居住権の部分だけの価格の1/2	
4	地役権	承役地又は要役地の価格の1/3	訴訟物の値段を算定するため，承役地又は要役地の値段を選択することについては，原告次第である。
5	担保物権	被担保債権の金額。 被担保債権は，債務保証のための提供された物の値段より高い価格の場合，その物の値段を認める。	1. 被担保債権の金額は，元本によって，算定する。 2. 未確定根抵当権と質権については，保証するためには，極度額を基準とする。 3. 登記又は契約による債権の金額を定める。

<sup>2)</sup> 郵便物の受取りに，身分証が必要な郵便のこと。日本の書留郵便とは異なる。

<sup>3)</sup> 「算定方式」及び「参考」の各欄の記載は，分かりにくい表現もあるが，原文ママ。

			4. 先にもう一つの担保の効力があっても、金額が変わらない。
6	抵当権効力の及ぶ範囲（民法第846条）	物の価格	
7	物権法定主義	譲渡できる場合，譲渡の利益 譲渡できない場合， 5,500,000リエル	
8	金銭債務の存在確認請求権	債務金額は，その金銭である。	
9	金銭債務の不存在確認請求権	5,500,000リエルがあるとみなす。	当事者が何人でも。
10	資料作成の真正確認請求の訴訟	5,500,000リエルがあるとみなす。	1. 資料の内容を考えずに，資料数によって，物の値段を計算する。 2. 資料の内容は，金銭に関するもの又は金銭に関しないものがあり得る。
11	賃借物の一部滅失による減収の場合の賃料減額請求及び解除（民法第606条，第607条）	1. 原告が主張された賃料減額×「減少の最初日から訴訟提起日まで+6か月」 2. もし，原告が，賃貸借契約の目的物である不動産の値段の1/2が，上記の第1の計算方法より安い値段を疎明をする場合，1/2である不動産の値段を採用する。	訴訟手続は大体6か月間だと推定。
12	永借権関係存在確認の訴え	賃料×6か月	6か月の期限は事件の判決のために定めたものと推定。
	<b>形成の訴え</b>		
1	共有物の分割の請求（民法第212条）	原告の共有部分の値段の1/3	原告が主張する分割方法を採用するわけではない。
2	詐害行為取消の請求（民法第428条）	原告が有する債権金額。しかし，原告が受けた詐害行為の給付である物の値段が債権より安い場合，その物の値段を採用する。	裁判所は原告に対して，詐害行為の価値についての提出疎明を命ずることができる。
3	賃借物の一部滅失による賃料減額請求権及び解除権（民法第606条，第607条）	1. 原告が主張された賃料減額×「減少の最初日から訴訟提起日まで+6か月」	6か月の期限は事件の判決のために定めたものと推定。

		2. もし、原告が、賃貸借契約の目的物である不動産の値段 1/2 が、上記の第 1 の計算方法より安い値段を疎明をする場合、1/2 である不動産の値段を採用する。	
	給付の訴え		
1	特定弁済金	原告が被告に対し、請求する弁済金	
2	期限とおりに継続して支払う金額の請求	以下のとおりで計算する：訴訟提起の際、請求金額＋〔毎月弁済金×12か月〕。 確定弁済期限は、1年間で、到来したら、総計の金額を採用する。	1. 事件の裁判するための平均期間 12 か月であると推定による。 2. 賃料が高くなる場合、同じ計算方法を使う。
3	動産又は不動産の引渡等	所有権、永借権、用益権、賃貸借又は終了によれば、価格物の 1/2 占有権によれば、価格物の 1/3	不動産占有権利書を持つ特別占有者は、物権に基づき、請求権に関する所有権者とみなす。
4	権利行使の妨害排除又は妨害予防の請求	所有権、永借権、用益権、使用権及び居住権によれば、価格物の 1/2 占有権によれば、価格物の 1/3	不動産占有権利書を持つ特別占有者は、物権に基づき、請求権に関する所有権者とみなす。
5	確認方法として使用される資料交付	再資料発行又は再資料作成するための必要費	1. 私人による作成した資料の場合、新資料を発行する費用を払う。 2. 第三者が発行する確認書による疎明。この資料を作成するのが不便がある場合、原告が提出する証拠によって疎明する。
6	授權證書の交付	1) もし、請求が所有権又は終了によれば、授權證書の権利の価格の 1/2 2) もし、請求が占有権によれば、授權證書の権利の価格の 1/3	裁判所は、当事者に対して、疎明を提出について、事件の特徴に従って、確認書を提出させる。確認書を提出するのが、不便がある場合、疎明は、原告が提出する証拠によって疎明する。
7	確認方法として使用される資料以外の資料を交付すること	1) もし、請求が所有権によれば、資料の価格の	1. 第三者による発行する確認書を証明

		1/2 2) もし、請求が占有権によれば、資料の価格の1/3	しなければならない 疎明には、時価がある確認書の場合。 2. もし、第三者による資料を作成することが、不便なことや時価がない場合、原告が請求価値を疎明とする。
8	謝罪広告（民法第 757 条）	1) もし、謝罪広告は雑誌又は新聞で公表する場合、公表の価格 2) 通知板あるいは内外公開の方法によって謝罪が公開される場合、公示の値段を支払え。	1. 公示の値段を決まった場合、値段リスト又は確認書による疎明を行う。 2. 公示の値段を決まっていなかった場合、原告が主張した疎明による謝罪広告の金額を採用する。
9	隣地使用請求（民法第 143 条）	原告が使用するよう要する隣地の値段の 1/3	
10	袋地通行請求（民法第 144 条）	原告が通行するよう要する公道の値段の 1/3	
11	灌漑のための水路開設請求（民法第 148 条） 灌漑用水の排水請求（民法第 149 条） 水没地所有者の排水請求（民法第 150 条）	水を排水するために必要な土地の値段の 1/3	
12	堰等の設置請求（民法第 151 条）	水を引くために必要な施設を設置する土地の値段の 1/3	
13	越境竹木の切除請求（民法第 142 条）	枝を超えた土地の値段の 1/3	
14	窓の目隠し設置請求（民法第 153 条）	5,500,000 リエル	
15	賃貸人の保存行為請求（民法第 603 条）	修繕費の 1/2	修繕費の評価は、評価書によってしなければならない。
16	立入禁止請求	占有権以外の物権に基づく場合、目的不動産の価格の 1/2 占有権に基づく場合、目的不動産価格の 1/3 以上の 2 つの権利以外の他の権利に基づく場合、5,500,000 リエル	
	<b>土地の登録</b>		
1	所有権の移転	土地の値段	

2	登記・譲渡又は永借権・用益権・使用権及び居住権の抹消登記	土地の値段の 1/2	
3	登記又は地役権の消滅	承役地又は用役地値段の 1/3	訴訟の目的の価格を算定するために、承役地又は要役地の価格の選択は、原告に基づく。
4	担保の登記	債権金額がある担保。土地は債権より、安い値段の場合、土地の値段を採用する。	債権の価格は、元金に基づいて計算される。
<b>親族又は相続</b>			
1	婚姻関係及び親子関係に関する訴え	5,500,000 リエルとする。	
2	上記 1 の訴訟に賠償請求	5,500,000 リエル又は賠償総計のうち高い方	
3	婚姻無効の申立て又は離婚の訴えの中に添付した財産分割請求書又は子供を監護することに関する処分の指定	税金を支払う必要はない。	
4	相続回復請求（民法 1301 条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 所有権の場合、物の総価格</li> <li>- 占有権の場合、物の価格の 1/3</li> <li>- 永借権、用益権、賃貸権、使用権及び居住権の場合、物の価格の 1/2</li> <li>- 地役権の場合、相続財産に基づき、承役地又は要役地の価格の 1/3</li> </ul>	
5	遺言の無効確認請求	<p>遺言の内容に基づいて以下のように計算をする：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 財産の処分（第 1184 条）は、財産価格の処分 × 原告の法定相続分</li> <li>2. 相続人の廃除（第 1151 条）は、相続財産の総価格 × 原告の法定相続分</li> <li>3. 相続分の指定又は相続分割方法の指定（第 1182 条、第 1183 条）は、[遺言に指定した原告の相続分の価格 + 遺言中の被告の相続分の価格] × 原告の法定相続分 / [原告及び被告の法定相続分] - 遺言中に決めてある相続分の価格</li> <li>4. 分割禁止（第 1183 条）は、相続財産の総価格</li> </ol>	

		<p>×5%×禁止の期間×原告の法定相続分</p> <p>5. 遺贈の減殺方法の指定（第 1237 条第 3 項）は、指定する方法で減殺した相続数－遺贈の減殺について条文に基づく減殺した相続数</p> <p>6. 財産に関係ない権利，一般後見人に関する問題，分割方法を定めることを第三者に委託する問題（第 1183 条），遺言執行者の指定（第 1181 条）の請求については，5,500,000 リエルとみなす。</p>	
6	相続放棄の無効確認請求	相続の総価格×原告の法定相続分	
7	相続分割契約の無効確認請求	相続の総価格×原告の法定相続分－相続分割契約の中に決めてある原告の相続分	
8	遺留分請求	<p>金銭賠償請求：原告が賠償を請求する価格</p> <p>物を譲渡する請求：</p> <p>所有権は，物の総価格</p> <p>占有権は，物の価格の 1/3</p> <p>永借権，用益権，賃貸借又は居住権は，物の価格の 1/2</p> <p>地役権は，相続分に基づいて承役地又は要役地の価格の 1/3</p> <p>土地を登記することは，土地の価格</p>	
	<b>強制執行</b>		
1	執行判決を求める訴え（民事訴訟法第 352 条）	執行名義の中の請求価格の 1/2	<p>執行名義の中に請求がある目的の場合は：</p> <p>1) 金銭支払請求：原告の請求金額</p> <p>2) 物の返還請求：</p> <p>-所有権は，物の総価格</p> <p>-占有権は，物の 1/3</p> <p>-永借権，用益権，賃貸借又は居住権は，物の 1/2</p> <p>-地役権は，相続分</p>

			に基づいて承役地又は要役地の価格の1/3 3) 土地を登記することは、土地の価格
2	執行文付与に対する異議の訴え(民事訴訟法第364条)	執行名義の中の請求価格の1/2	1) 金銭支払請求は、原告の請求金額 2) 物の返還請求： - 所有権は、物の総価格 - 占有権は、物の価格の1/3 - 永借権、用益権、賃貸借、使用权又は居住権は、物の価格の1/2 - 地役権は、相続分に基づいて要役地又は承役地の価格の1/3 3) 土地の登記は、土地の価格
3	請求異議の訴え(民事訴訟法第363条)	以下の場合以外に執行名義の請求価格は1/2： 1. 現実の執行取消請求する目的がある場合、差押え物を計る。2. 執行名義に基づいて、執行取消を請求する目的がある場合、時間のとおりに、何回もや続々の給付を執行請求について、またその訴えは、債権が不存在又は発生しないという理由に基づけば、債権の発生日から訴訟日の後12か月まで請求金額とする。 3. 執行効力を仮に排除にすぎない目的がある訴訟の場合、訴訟物の価格は、以下のとおりに計算する：執行名義の債権金額×原告が排除の請求期間×(年5%)	もし執行名義の中の請求の目的は： 1) 金銭支払請求は、原告の請求金額 2) 物の返還請求： - 所有権は、物の総価格 - 占有権は、物の価格の1/3 - 永借権、用益権、賃貸借、使用权又は居住権は、物の価格の1/2 - 地役権は、相続分に基づいて、要役地又は承役地の価格の1/3 3) 土地の登記は、土地の価格
4	第三者異議の訴え(民事訴訟法第365条)	1. 移転防止権又は執行目的物を引渡は、占有権以外の権利の場合は、目的物の価格の1/2とする。 2. 占有権である移転防止	目的物の最高価格は、執行名義に定めた債権金額とする。



		<p>権又は執行目的物を引渡の場合、目的物の価格の1/3とする。</p> <p>3. 動産執行に関する有価証券又は第三者の債権である異議の訴えを行う場合は、差押え有価証券又はこの債権とする。</p>	
5	<p>配当表の記載に対し異議を述べた債権者又は債務者による異議の訴え（民事訴訟法第492条、第493条）</p>	<p>1. 債権者による異議の訴え：配当表の補正又は取消及び変更で増数。</p> <p>2. 債務者による異議の訴え：過大な金額を考えずに、異議した債権金額である。</p>	